

データを活用したまちづくりに関する実態調査

国土交通省 都市局
令和3年1月12日

アンケート調査 実施概要

調査目的	・全国市区町村における、新技術等の活用による土地利用や交通・人流をはじめとする官民の“ 新たなデータ ”を活用したまちづくりの取組状況や課題等を把握			
設問概要	・都市計画業務やまちづくり関連業務における官民による新たなデータの活用状況 ・官民による新たなデータを活用したまちづくりに対する今後の期待	・官民データの取得・管理・共有等に状況・課題 ・官民データを活用したまちづくりの課題と国等に期待する役割		
調査対象	・全国の市区町村：1,747自治体	回答状況	・1,731自治体（回収率：99.1%）	調査期間 令和2年11月24日～12月4日

1. まちづくりへの新たなデータ活用意向・活用の現況

- 自治体におけるまちづくりへの“新たなデータ”の活用意向は4割程度（市区では5割程度）で、既に115自治体において、実際の取組や検討が進められている。
- 現在活用されているデータは、人流を始めとする交通・人流関連データが多い。
- 今後の活用意向としては、計画・整備が主たる要素になっているが、空間の利活用や公共サービスの見直しなど、利活用段階での活用ニーズも見られる。

今後の活用意向▶有

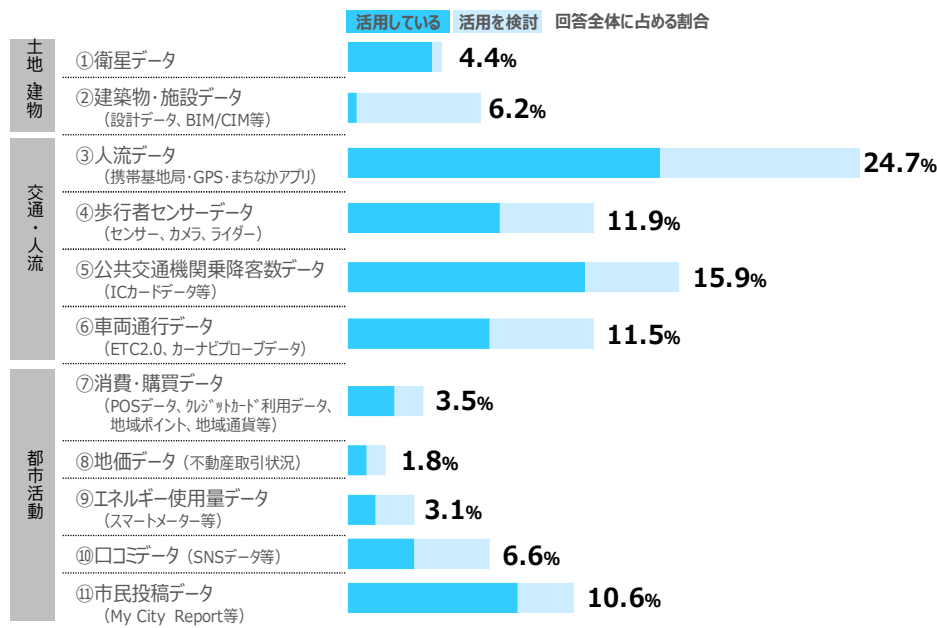
687自治体 | 39.9%

【うち、市区：410/813 | 50.4%】

現在活用中・検討中

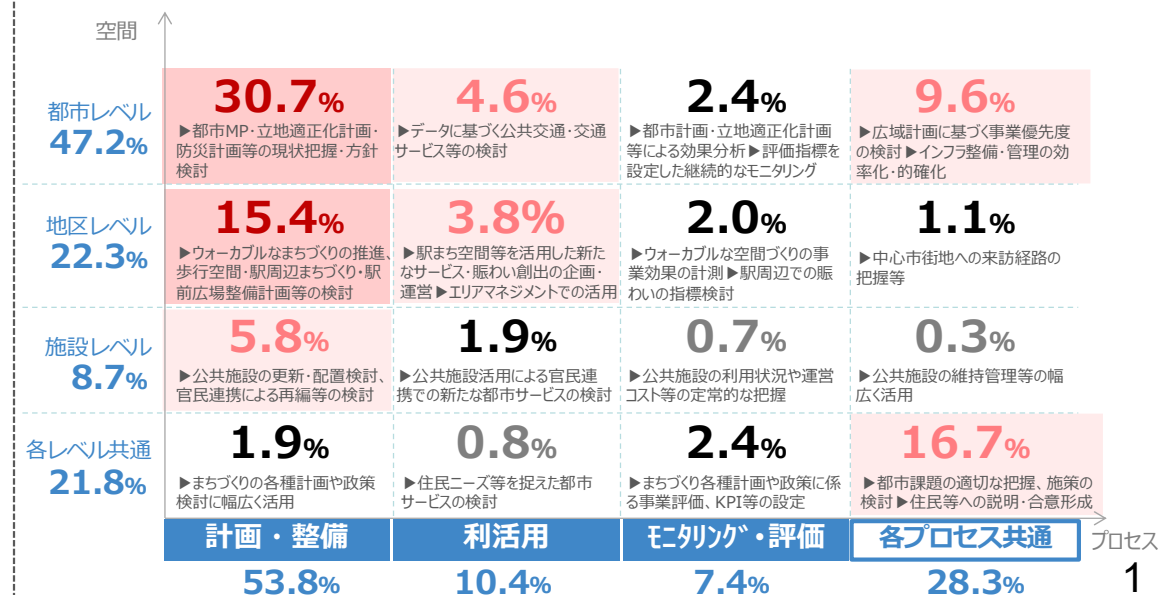
115自治体

問 | “新たなデータ”を現在活用中・活用を検討中の場合、具体的にどのようなデータを活用しているか。（N = 115自治体）



問 | 現行の都市計画・まちづくり行政を踏まえ、データを活用したまちづくりにおいて、特に期待したい活用方法（N = 755自治体）

- 今後の活用意向内容は、都市レベルを始めとする**計画・整備検討段階が主**となっており、一部の意向では**都市空間の利活用段階に対する意向**も示している。
- 活用意向は高い水準**にあるが、データを活用したまちづくりのユースケース等が十分に認知されていない現状において（P3 参照）、従来からデータを取扱うことが多い計画・整備段階での活用イメージがしやすかったことが要因と推察され、顕在化しつつある幅広い内容でのデータ活用意向に応える、具体的な事例や取組方法等の周知も必要。



2. 官民データの取得・管理・共有等の状況・課題

- 官民データの取得・管理・活用について、予算確保や専門人材・ノウハウの不足が基本的な課題。
- 民間データを取得する場合には、利用目的外での利用制限により、他部局での活用など幅広い活用がしにくい場合が見られる。
- 官民データ共有については、共有される民間データに限りがあること、民間事業者によるデータ活用ニーズが顕在化していないことが課題として挙げられる。

取得

自治体による新たなデータ取得 | N=115

A : データ取得を行っている	44	39.6%
B : データ取得を行っていない	67	60.4%

主な取得データ : 歩行者センサーデータ、人流データ

課題意見

- ・センサー設置や維持管理など、データ取得・管理・更新に対するコストが負担になること、専門的な人材が不足することなどが課題
- ・取得したデータが一過性利用に留まり、継続的な利用に繋げていくことが課題

民間事業者が保有するデータの取得 | N=115

A : 民間データを取得している	58	53.2%
B : データ取得を行っていない	51	46.8%

主な取得データ : 人流データ、公共交通機関乗降客数データ

課題意見

- ・自治体自らの取得と共通し、データ取得費用が負担
- ・加えて、民間データ精度(属性偏り・秘匿化等)に対する懸念や、目的外利用に制約があり、幅広い部署・用途での活用がしにくい

分析活用

計測・取得データの分析・活用主体（予定含む） | N=99 | 複数回答

A : 当該自治体職員が実施	50	45.0%
B : 自治体の調査・計画業務の一環で委託事業者が実施	37	33.3%
C : 大学等研究機関が実施	5	4.5%
D : 民間企業が実施	6	5.4%
E : 都市再生推進法人やまちづくりを担う中間法人が実施 (エリマネ団体やUDC等)	5	4.5%
F : その他	8	7.2%

都市再生推進法人やまちづくりを担う中間法人がデータの分析・活用を行う例

群馬県	前橋市	都市再生推進法人
千葉県	柏市	都市再生推進法人
神奈川県	横浜市	エリマネ団体
愛媛県	松山市	都市再生協議会
大分県	豊後高田市	まちづくり会社

データ共有

データの官民共同利用 | データ共同利用を実施していると回答した12自治体状況

官民データ共同利用の「ルール・協定」

- ・包括連携協定を締結
協定者間でも各者が保有するデータを分けることで個人情報
の対策を実施
- ・協議会への参加
所属会員間でのデータオープン化（検討中）
所属会員からの説明等を受けて、公共データを利用を許可

官民データ共同利用の「費用負担」

- ・データ種別や取組内容により、官民による
費用負担はケースバイケース
- ・協議会を設定している場合、協議会が費用負担をしているケースや補助事業を活用しているケースもある

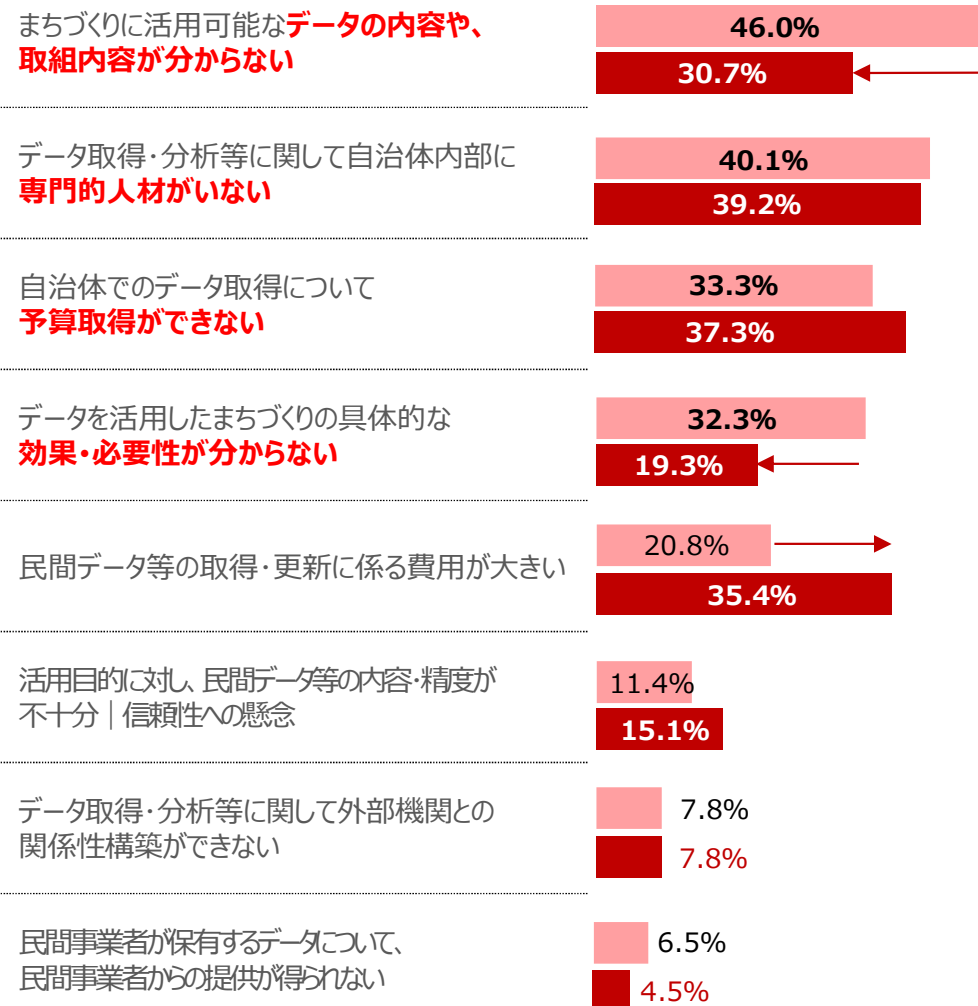
官民データ共同利用の「課題」

- ・民間事業者はじめ他者によるデータ利活用
ニーズが顕在化していない
- ・民間事業者によるデータ共有・オープン化が
進まない

3. 官民データを活用したまちづくりの課題と国等に期待する役割

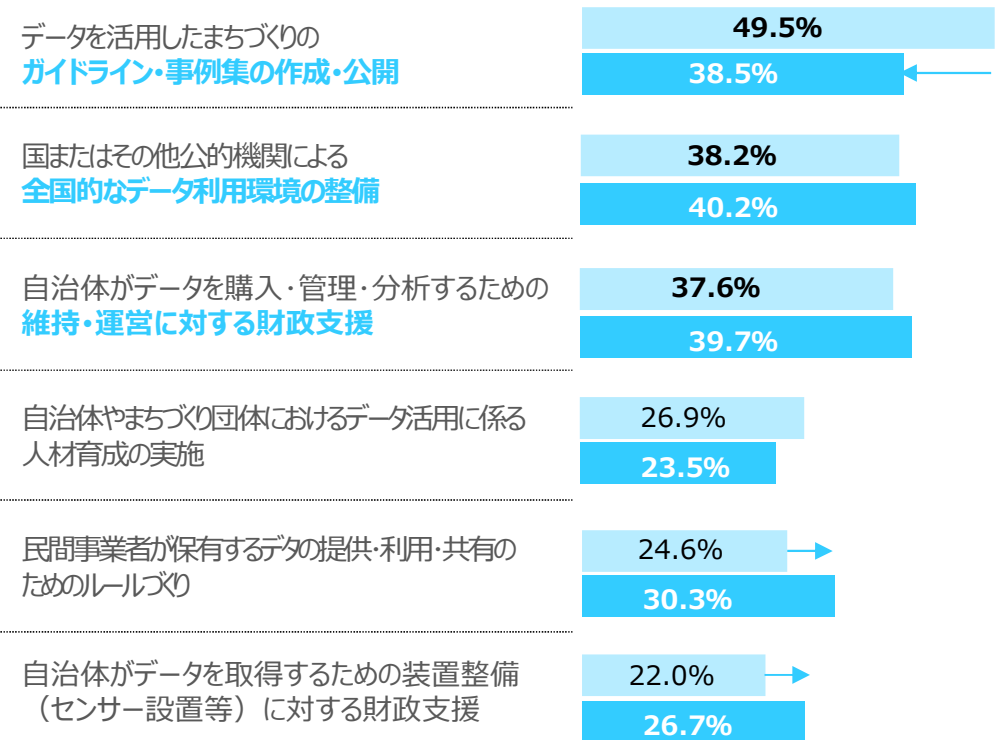
- 官民による“新たなデータ”を活用したまちづくりを行ううえでの課題や国等に求める事項として、まちづくりへのデータ活用の基本的な認識を深めることが必要であり、それに向けたガイドラインや事例集の作成・公開等が求められている。
- 一方で、現在“新たなデータ”を活用したまちづくりに取り組む115自治体のみの回答では、基本的な認識を深めることや財政的な支援の必要性は一定程度ありつつも、民間データの取得や利用・共有に向けたルールづくりの重要性が示唆されている。

| データを活用したまちづくりを行ううえで、課題と考えられるもの |



■ 回答全数 (N=1,726)
 ■ データ活用中の自治体のみ集計 (N=115)

| データを活用したまちづくりを推進するうえで国に求める事項 |



■ 回答全数 (N=1,721)
 ■ データ活用中の自治体のみ集計 (N=115)

※表記している割合は、最も重要な事項1つと次点の事項(複数選択)それぞれの取得割合の合計値

※表記している割合は、最も重要な課題1つと次点の課題(複数選択)それぞれの取得割合の合計値